

告 示

埼玉県告示第四百七十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年四月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）川越小室ショッピングセンター

埼玉県川越市大字小室字亀甲百一番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- ・ 開店当初及び夏季の川越水上公園繁忙期等においては、市道〇〇九六号線における来退店車両の円滑な誘導を行い、交通渋滞等の緩和に配慮願います。
- ・ 出店予定地に隣接する道路は、小・中学校の通学路等となっており、児童・生徒が多く通ります。歩道の児童・生徒について交通事故防止に十分な配慮を願います。
- ・ 出店予定地は、中心市街地に近く、今回の出店に伴い、周辺商店街に影響が出るものと思われます。周辺商店街が実施する事業に対して参加するなど、周辺商店街との共存に対し、御協力をお願いします。

二 縦覧期間

平成二十四年四月十日から平成二十四年五月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター